相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市啓北町一丁目一三番地、最後の住所札幌市白石区東札幌一条一丁目八番二〇―七〇三号　被相続人　亡　岩崎　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階

清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区山の手二条五丁目四番、最後の住所札幌市西区山の手七条六丁目一番一八号　被相続人　亡　川住　政則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七―二

札幌総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　優介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市藤沢町徳田字曲田一六三番地二、最後の住所岩手県大船渡市三陸町吉浜字上野一二五番地二二四　吉浜荘　被相続人　亡　星　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

岩手県一関市花泉町金沢字鹿ノ鼻下三七番地二　相続財産管理人　阿部　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡庄内町余目字梵天塚九九番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　宮腰　衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

山形県東田川郡庄内町余目字滑石三番地二四　相続財産管理人　齋藤慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市塩原三一〇番地、最後の住所栃木県那須塩原市野間四五三番地二三　特別養護老人ホームさちの森　被相続人　亡　野口　初代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

栃木県大田原市末広二丁目九番四号

相続財産管理人　税理士　三浦　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市八幡九四七番地、最後の住所千葉県市原市八幡九四七番地　被相続人　亡　中村　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市新町七九番地、最後の住所東京都新宿区西新宿三丁目七番二六―一〇〇五号　被相続人　亡　加藤　利春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鳳至郡能都町字宇出津ム字一七番地、最後の住所石川県鳳至郡能都町字藤波井字四八番地二　被相続人　亡　鶴野きよい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所

相続財産管理人弁護士　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市神戸四四三番地三、最後の住所静岡県富士市神戸四四三番地の五　被相続人　亡　渡邉　徳広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

静岡県沼津市三園町二番二九号

相続財産管理人　弁護士　安本　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田四丁目一七番、最後の住所静岡県御殿場市中畑一七九八番地　御殿場コロニー　被相続人　亡　多々井和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号　御幸ビル五階　ひびき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市中沢田五〇〇番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　杉浦　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

静岡県沼津市吉田町三〇番七号　髙木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区御器所一丁目三〇四番地、最後の住所名古屋市昭和区御器所一丁目三番七号片山正方　被相続人　亡　片山　正枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三二号丸の内三丁目ビル九階あお空法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水野　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市宮海字砂飛六番地、最後の住所愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山一番地九宮津団地一棟五〇六号　被相続人　亡　佐藤　幸市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月四日

愛知県半田市柊町一丁目二一七番八　手島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　手島　嘉宏

第46期決算公告

平成28年4月4日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号

株式会社京葉アドサービス

代表取締役社長　新井　靖彦

貸借対照表の要旨（平成28年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	108,003
	固定資産	1,085
	合計	109,089
負債及び純資産の部	流動負債	8,256
	固定負債	2,857
	株主資本	97,975
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,975
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	85,475
	（うち当期純利益）	(5,371)
	合計	109,089